



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 3 月 3 日 (木曜日) 号外 第 7 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

	頁			頁
教育委員会規則				
○県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則……………	1	○宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則……………		12
○県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則……………	1	○宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則……………		12
○県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則……………	2	○宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則……………		13
○県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則……………	2	教育委員会訓令		
○職員の被服貸与規則の一部を改正する規則……………	3	○職員服務規程の一部を改正する訓令……………		13
○宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………	5	○宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令……………		15
○技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則……………	12	教育長訓令		
○社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則……………	12	○宮崎県教育研修センター処務規程の一部を改正する訓令……………		15
○博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則……………		○県立図書館処務規程の一部を改正する訓令……………		15
		○宮崎県総合博物館処務規程の一部を改正する訓令……………		15
		○宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令……………		16

教育委員会規則

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 3 号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則(平成18年宮崎県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第12号まで及び別記様式第14号から別記様式第16号までの規定中「**囿**」を削る。

別記様式第17号中「**印**」を削る。

別記様式第19号中「**囿**」を削る。

別記様式第20号中「宮崎県立 中学校長**囿**」を「宮崎県立 中学校長 」に改める。

別記様式第21号、別記様式第22号及び別記様式第24号から別記様式第26号までの規定中「**印**」を削る。

別記様式第27号中「**囿**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立中学校管理運営規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 4 号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第10号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第11号中「**㊦**」を削り、「①」を「1」に、「②」を「2」に、「③」を「3」に改める。

別記様式第13号及び別記様式第14号中「**㊦**」を削る。

別記様式第15号中「印」を削る。

別記様式第17号中「**㊦**」を削る。

別記様式第18号中「宮崎県立 高等学校長**㊦**」を「宮崎県立 高等学校長 」に改める。

別記様式第19号、別記様式第20号及び別記様式第22号から別記様式第24号までの規定中「印」を削る。

別記様式第25号中「**㊦**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立高等学校管理運営規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第5号**県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則**

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第13号中「**㊦**」を削り、「①」を「1」に、「②」を「2」に、「③」を「3」に改める。

別記様式第16号から別記様式第18号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第19号中「印」を削る。

別記様式第21号中「**㊦**」を削る。

別記様式第22号中「宮崎県立 学校長**㊦**」を「宮崎県立 学校長 」に改める。

別記様式第23号、別記様式第24号及び別記様式第26号から別記様式第28号までの規定中「印」を削る。

別記様式第29号中「**㊦**」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立特別支援学校管理運営規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第6号**県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則**

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第12号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第13号中「**㊦**」を削り、「①」を「1」に、「②」を「2」に、「③」を「3」に改める。

別記様式第15号から別記様式第17号までの規定中「**㊦**」を削る。

別記様式第18号中「印」を削る。

別記様式第20号中「**㊦**」を削る。

別記様式第21号中「宮崎県立 中等教育学校長**㊦**」を「宮崎県立 中等教育学校長 」に改める。

別記様式第22号、別記様式第23号及び別記様式第25号から別記様式第27号までの規定中「印」を削る。

別記様式第28号中「**㊦**」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県立中等教育学校管理運営規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 7 号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則（昭和48年宮崎県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の職員の被服貸与規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 8 号

宮崎県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県育英資金貸与条例施行規則（昭和 49 年宮崎県教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号、別記様式第 10 号及び別記様式第 11 号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 3 条関係)

育英資金貸与申請書

宮崎県教育委員会 殿

宮崎県育英資金貸与条例及び宮崎県育英資金貸与条例施行規則第 3 条の規定により、育英資金の貸与を受けたいので、下記のとおり申請します。

		学校名		
1 申請者の氏名、住所、連絡先等		申請日	年	月 日
氏名 (自署)	〒		電話番号	- -
住所	〒		携帯電話番号	- -
2 親権者全員の氏名、住所、連絡先等				
※ 一般に父母それぞれに親権があり、未成年の場合、同意確認のため両名の署名が必要となります。 事情により親権者が一人又は未成年後見人の場合は、親権者①の署名欄に記入してください。 なお、親権者①は、貸与が決定した場合に、原則、第一連帯保証人となります。				
		親権者①		親権者②
氏名 (自署)	(申請者の□父 □母 □その他())		(申請者の□父 □母 □その他())	
住所	〒		〒	
電話番号	-		-	
携帯電話番号	-		-	
3 申請内容欄		採用の種類 (<input type="checkbox"/> 予約採用 <input type="checkbox"/> 在学採用 <input type="checkbox"/> 緊急採用)		
希望する育英資金の種類		<input type="checkbox"/> 一般育英資金 <input type="checkbox"/> へき地育英資金		
希望貸与月額 (裏面 6 参照)		円		
貸与期間		年 月から 年 月まで		
家族の状況		宮崎県教育委員会確認欄		
氏名 (続柄)	所 属 (勤務先・学校名等)	同居・別居の別	就学者の場合選択	所得金額 特別控除額
① (本人)		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
② ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
③ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
④ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑤ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑥ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
⑦ ()		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立	
				小計
特記事項 該当するものにチェック (✓)を入れる	<input type="checkbox"/> 就学者・未就学児がいる (就学者・未就学児の数 人) <input type="checkbox"/> ひとり親家庭である <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者が別居している <input type="checkbox"/> 長期に療養を必要とする人がいる <input type="checkbox"/> 障がいのある家族がいる (障がいのある家族 人) <input type="checkbox"/> 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた <input type="checkbox"/> その他事情 []			合計
世帯人数 (人) 収入基準額 (万円) 認定所得金額 (所得金額-特別控除額) (万円)		合計		

4 確認欄

- 育英資金の制度内容と、裏面の重要事項について確認しました。
- 借りるのは申請者 (生徒) 本人であり、返すのも申請者本人であることを、十分に理解しました。
- 借りるのは申請者であるが、連帯保証人も同等の債務を負うことを理解しました。
- 借りる金額、返す金額について確認をし、話し合いをしました。
- 借りる目的は、申請者の修学 (学資) のためであることを理解し、必要性について認識の共有をしました。
- 借りる申請者本人が、借りた後、何歳までお金を返し続けなければならないか、理解しました。
- 育英資金以外の修学支援制度について調べた上で、返還が必要な当制度を申請をしました。

注意事項

- (1) 太枠内を消えないインクのペンで記入してください。また、□は該当するものを選択し、✓を入れてください。
- (2) 申請者と親権者が、それぞれ自筆で記入してください。

5 重要事項

- (1) 貸与が決定した場合は、宮崎県教育委員会が定める期日までに育英資金借用証書等の必要書類を速やかに提出すること。
この場合、育英資金借用証書には、申請者及び2人の連帯保証人の連署が必要となること。
- (2) 申請者が貸与を受けた場合に、貸与が終了した後、育英資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数分について、宮崎県育英資金貸与条例に定める延滞利息を支払うことになること。
- (3) 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担すること。
- (4) 申請者及び連帯保証人は、育英資金の貸与又は返還のために必要があるときに宮崎県教育委員会が申請者及び連帯保証人の住所、居所、勤務先、収入等について行う調査に対し、回答する必要があること。
- (5) 前項の調査に対し、回答をしない場合は、貸与期間中に貸与を停止される場合や、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求される場合があること。
- (6) 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求及び連帯保証人の1人が行う債務の承認は、育英資金の貸与を受けた者及び他の連帯保証人に対してもその効力を生ずること。

6 貸与月額一覧表

高等学校（特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

貸与月額一覧 (単位:円)

	一般育英資金	へき地育英資金
国公立・自宅通学	18,000	27,000
	14,000	21,000
	9,000	14,000
国公立・自宅外通学	23,000	38,000
	18,000	29,000
	12,000	19,000
私立・自宅通学	30,000	34,000
	23,000	26,000
	15,000	17,000
私立・自宅外通学	35,000	45,000
	27,000	34,000
	18,000	23,000

大学・短大・専修学校専門課程

貸与月額一覧 (単位:円)

	大学	短期大学 専修学校専門課程
国公立・自宅通学	44,000	44,000
	33,000	33,000
	22,000	22,000
国公立・自宅外通学	50,000	50,000
	38,000	38,000
	25,000	25,000
私立・自宅通学	53,000	52,000
	40,000	39,000
	27,000	26,000
私立・自宅外通学	63,000	59,000
	48,000	45,000
	32,000	30,000

返還目安額の例（返還期間最大、返還方法月賦の場合）

高等学校（特別支援学校高等部及び中等教育学校後期課程を含む）・専修学校高等課程・高等専門学校

(単位:円)

一般育英資金	貸与月額	3年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	18,000	648,000	4,500	12年
国公立・自宅外通学	23,000	828,000	5,750	(返還開始年に18歳の 場合30歳の年まで)
私立・自宅通学	30,000	1,080,000	7,500	
私立・自宅外通学	35,000	1,260,000	8,750	

大学

(単位:円)

	貸与月額	4年間利用時の総額	毎月の返還目安額	返還期間
国公立・自宅通学	44,000	2,112,000	11,000	16年
国公立・自宅外通学	50,000	2,400,000	12,500	(返還開始年に22歳の 場合38歳の年まで)
私立・自宅通学	53,000	2,544,000	13,250	
私立・自宅外通学	63,000	3,024,000	15,750	

※100円未満の端数は調整が入ります。

様式第10号 (第9条、第10条、第13条関係)

育英資金異動届

年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

下記の異動が生じたので、届け出ます。

採 用 決 定 番 号

貸 与 生 氏 名

第一連帯保証人氏名

1 届出の内容 (該当箇所の□に✓を入れ、日付・期間等を記入)

辞退 (年 月分から)

退学 (年 月付)

休学 (年 月付 休学期間 年 月 日～ 年 月 日)

再開 (年 月分から)

長期欠席 (年 月 日～ 年 月 日)

同学年再履修 (年 月 日～ 年 月 日)

貸与区分変更 (年 月分から) ※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付

転籍・専攻科進学 (年 月分から) ※貸与額変更の場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付

留学 (年 月 日～ 年 月 日)

その他 (年 月付 届出内容)

2 今後の連絡先・文書送付先 (貸与生 第一連帯保証人 その他 ())

(住所)

〒 -

(電話)

学校記入欄

上記のとおり異動がありましたので、提出します。

年 月 日

学校名

校長名

職印

注意事項

1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学する学校に提出してください。

2 貸与生から提出を受けた学校は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、宮崎県教育委員会に提出してください。

様式第11号 (第11条関係)

育英資金返還猶予申請書

申請日 年 月 日

宮崎県教育委員会 殿

Table with columns for Applicant (本人) and Guarantor (連帯保証人), including fields for residence (現住所), name (ふりがな氏名), phone number (電話番号), and employment (勤務先).

次のとおり、宮崎県育英資金の返還猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

Main application form with sections for: 採用決定番号 (採用決定番号), 申請理由 (申請理由), 現在の状況 (現在の状況), and 今後の見通し (今後の見通し).

注意事項

- 1 添付書類忘れに御注意ください。
2 書類提出後、猶予の適否の判断に当たり時間を要するため、お早めに御提出ください。
3 御記入いただいた情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
4 当申請書の記載内容と添付書類で猶予適否の判断が困難な場合には、電話等での問合せや、別途に理由書や説明書等の提出を指示することがあります。

別記様式第14号中「@」を削る。

別記様式第17号及び別記様式第18号を次のように改める。

様式第17号 (第13条関係)

育英資金転学时継続願

宮崎県教育委員会 殿

年 月 日

(採用決定番号)

貸与生氏名

第一連帯保証人氏名

育英資金の貸与を受けておりますが、下記のとおり転学し、転学先においても育英資金の貸与を継続したいので、願います。

転学の状況

転学元		転学先	
学 校 名		学 校 名	
学 科 等	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制	学 科 名	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制
学 年		学 年	
最 終 在 籍 日		転 入 日	
卒 業 予 定 年 月		卒 業 予 定 年 月	

※ 単位制の場合の卒業予定年月は、卒業に要する単位を最短で取得した場合の予定を記入。

在学記入欄

上記のとおり転学し、転学先においても継続して貸与を受けることができる者であると証明します。

年 月 日

学校名

校長名

[職 印]

転学先記入欄

上記のとおり、本校に転入したことを証明します。

年 月 日

学校名

校長名

[職 印]

注意事項

- 1 貸与生、第一連帯保証人が署名、必要事項記入の上、在学先に提出してください。
- 2 貸与生から提出を受けた在学先は、学校名・校長名を記入、職印押印の上、宮崎県教育委員会に提出してください。
- 3 転学後、貸与区分の変更等による貸与額の増減がある場合は、育英資金貸与額変更申請書を添付してください。

様式第18号 (第13条関係)

住所氏名等変更届

宮崎県教育委員会 殿

下記のとおり変更が生じましたので報告します。

※届出人氏名

※借受人との関係 本人 第一連帯保証人 第二連帯保証人

※届出日 年 月 日

※ 採用決定番号			
※ 貸与生氏名			
※ 異動があった者			
※ 変更事項	記入箇所	※ 変更事項	記入箇所
<input type="checkbox"/> 住所	(1)、(2)	<input type="checkbox"/> 返還方法	(5)
<input type="checkbox"/> 氏名	(3)、(4)	<input type="checkbox"/> 返還金口座	(6)、(7)
<input type="checkbox"/> 勤務先	(8)、(9)、(10)	<input type="checkbox"/> 書類送付先	(11)
<input type="checkbox"/> 電話番号	(12)		

住所変更	旧住所	(1)〒 -
	新住所	(2)〒 -
改氏名	ふりがな 変更前氏名	(3)
	ふりがな 変更後氏名	(4)
返還方法	(5) <input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	
返還金口座 (登録・変更)	(6) <input type="checkbox"/> 新規登録 変更 (改姓に伴う名義変更を含む) <input type="checkbox"/> その他 ()	
口座振替依頼書の送付希望	(7) <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
勤務先等	名称	(8)
	所在地	(9)〒 -
	電話番号	(10)
書類の送付先	(11) <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 第一連帯保証人 <input type="checkbox"/> 第二連帯保証人	
※連絡先電話番号	(12)	

注意事項

- は、該当の に✓印をつけてください。
- ※は必須事項です。必ずご記入ください。
- 変更のあった項目及び届出人氏名を記入し、宮崎県教育委員会に提出してください。
- 収集した個人情報は、本育英資金事務のために利用し、それ以外の目的に利用することはありません。
- 次の変更は、この様式ではできませんので、所定の様式で届け出てください。
 - 連帯保証人を他の方に変更する場合
 - 貸与中の在籍や貸与額に関する事項を変更する場合
 - 返還中の返還猶予申請・返還免除申請をする場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県育英資金貸与条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 9 号

技能教育施設の指定等に関する細則の一部を改正する規則

技能教育施設の指定等に関する細則（平成 4 年宮崎県教育委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 5 号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 10 号

社会教育主事の資格の認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和 35 年宮崎県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「昭和」及び「㊤」を削る。

別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号中「昭和」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 11 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和 27 年宮崎県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 12 号

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和 46 年宮崎県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県総合博物館管理運営規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第13号

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則

宮崎県体育館管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第14号

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号から別記様式第7号までの規定中「㊤」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第1号

本 庁
各 出 先 機 関
各教育機関（県立学校を除く。）

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（平成18年宮崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」を削る。

別記様式第3号（その1）から別記様式第3号（その6）までの規定中「㊤」を削る。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第 4 号

年 休 暇 処 理 簿

所 属		
職 名	氏 名	

年に与えられた年休日数	A	年中に使用した年休日数	B	年から年へ繰り越せる日数	C=A-B	年中に使用できる年休最大日数	D=20+C	傷病休暇、特別休暇、職務専念義務免除及び欠勤							
								期	間	申請月日	※日・時間数(累計)		傷病名・特休等の理由	庶務担当者	所属長
届月日	期	間	※日・時間数(累計)	備 考	庶務担当者	所属長	申請月日	期	間	病 休	特休等	欠 勤	傷病名・特休等の理由	庶務担当者	所属長
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			
月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	日 時 (. .)				月 日	月 日	時 分 ~ 時 分	() ()	() ()	() ()			

(注) 1 ※欄は、庶務担当者が記入すること。
 2 () 内は、累計を記入するものとし、病休は引き続き取る場合の、特休等は同一事由による場合の累計とすること。

別記様式第5号中「**㊦**」を削る。

別記様式第6号及び別記様式第7号中「**㊦**」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公表の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の職員服務規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員倫理規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

教育長訓令

宮崎県教育研修センター処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第1号

宮崎県教育研修センター

宮崎県教育研修センター処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育研修センター処務規程（昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

県立図書館処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

県立図書館

県立図書館処務規程の一部を改正する訓令

県立図書館処務規程（昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県総合博物館処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和4年3月3日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第3号

宮崎県総合博物館

宮崎県総合博物館処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県総合博物館処務規程（昭和55年宮崎県教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**㊦**」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 4 年 3 月 3 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会教育長訓令第 4 号

宮崎県教育庁スポーツ指導センター

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁スポーツ指導センター処務規程（昭和58年宮崎県教育委員会教育長訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**団**」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。